

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………
……………(建設局公園緑地部公園課)……………一

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………三

告示

●東京都告示第六百十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年四月二十四日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

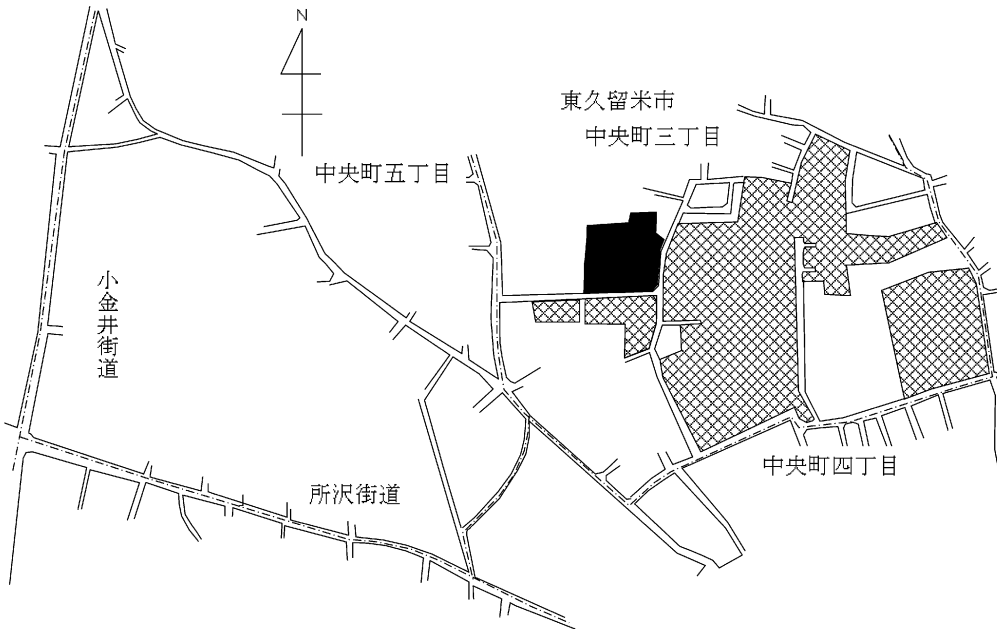
東京都立六仙公園 別図のとおり 令和五年四月二十五日

別図

東京都立六仙公園 区域変更略図

変更箇所 東久留米市中央町三丁目

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
(斜線)	五三、七三三・八九	(黒)	五、六九七・三七	五九、四三二・二六
	平方メートル		平方メートル	平方メートル



公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年四月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 Shibusya Sakura Stage SHIBUYAサイド (A街区)
二 店舗所在地 渋谷区桜丘町百二十三番
三 設置者名 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合
四 設置者住所 渋谷区桜丘町四番二十三号
五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
六 新設をする日 令和五年十一月三十日
七 店舗面積の合計 一万二千七百七十平方メートル
八 駐車場の位置及び 店舗地下三階ほか 五十八台

収容台数

九 駐車場の位置及び収容台数 隔地 二十四台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗地下二階 四百六十九平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗地下二階 百二十八・九二立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時。ただし、一部店舗二十四時間営業

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午前零時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 五箇所 店舗西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十七 届出日 令和五年三月二十九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

Shibusya Sakura Stage SAKURAサイド (B街区)

二 店舗所在地 渋谷区桜丘町百二十四番

三 設置者名 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

四 設置者住所 渋谷区桜丘町四番二十三号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 令和五年十一月三十日

七 店舗面積の合計 四千六百三十一平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗地下一階 二十五台

九 駐車場の位置及び収容台数 店舗一階 七台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗一階 三百十平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗一階 四十二・〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗二十四時間営業

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時。ただし、一部店舗二十四時間営業

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時から午前零時まで。ただし、一部二十四時間

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四箇所 店舗東側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

<p>十七 届出日 令和五年三月二十九日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年四月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和五年四月二十四日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>京王多摩センター駅高架下店舗</p>		
<p>二 店舗所在地 多摩市落合一丁目十番地一</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 多摩市落合一丁目四十三番地(京王書籍販売株式会社)</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 多摩市豊ヶ丘二丁目二十二番地(京王書籍販売株式会社)</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也(株式会社京王ストア)</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史(株式会社京王ストア)</p> <p>十二 変更日 令和四年十一月二十一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和五年三月二十四日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセン</p>		
<p>二 店舗所在地 タ 多摩市関戸一丁目十番地一ほか</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか三十六名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか四十名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか十一名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 港区虎ノ門四丁目三番十三号(エステールホールディングス株式会社)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前四丁目二十六番二十一号(エステールホールディングス株式会社)ほか</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也(株式会社京王ストア)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史(株式会社京王ストア)ほか</p> <p>十四 変更日 令和五年二月一日ほか</p> <p>十五 届出日 令和五年三月二十四日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東</p>		

<p>十八 縦覧時間</p> <p>京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>丸の内ビルディング</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>千代田区丸の内二丁目四番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社ダルマプロダクションほか六十七名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社マツシユビユーティーラボほか三十九名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社ファアリーストカンパニーほか七名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所</p> <p>渋谷区元代々木町四十九番十三号(株式会社ファアリーストカンパニー)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>渋谷区広尾一丁目十三番七号(株式会社ファアリーストカンパニー)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>伊藤 知康(株式会社ワコール)</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>安原 弘展(株式会社ワコール)</p> <p>十二 変更日</p> <p>令和四年十二月一日ほか</p> <p>十三 届出日</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間</p> <p>令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十六 縦覧時間</p> <p>月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>新丸の内ビルディング</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>千代田区丸の内一丁目五番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>アツシユ・ペー・フランス株式会社ほか八十七名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>アツシユ・ペー・フランス株式会社ほか八十五名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社オヴァールリエゾンほか七名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所</p> <p>港区赤坂八丁目五番四十号(株式会社オヴァールリエゾン)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>大阪府吹田市垂水町一丁目二十八番三号(株式会社オヴァールリエゾン)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>中野 邦人(株式会社A b H e r i)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>前原 聡(株式会社A b H e r i)ほか</p> <p>十二 変更日</p> <p>令和五年一月三十一日ほか</p> <p>十三 届出日</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十五 縦覧期間</p> <p>令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>丸の内ビルディング</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>千代田区丸の内二丁目四番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社ダルマプロダクションほか六十七名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社マツシユビユーティーラボほか三十九名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社ファアリーストカンパニーほか七名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所</p> <p>渋谷区元代々木町四十九番十三号(株式会社ファアリーストカンパニー)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>渋谷区広尾一丁目十三番七号(株式会社ファアリーストカンパニー)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>伊藤 知康(株式会社ワコール)</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>安原 弘展(株式会社ワコール)</p> <p>十二 変更日</p> <p>令和四年十二月一日ほか</p> <p>十三 届出日</p> <p>令和五年三月二十八日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間</p> <p>令和五年四月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>

発行 東京都 東京都 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

